

＜普通預金規定追加規定＞

後見支援預金特別約定

後見支援預金は別途交付します「普通預金規定」（以下、「規定」といいます。）に定めるところに加えて、以下の特別約定（以下、「特約」といいます。）に定めるところにより取扱います。

1.（利用対象者）

家庭裁判所が「契約締結」の指示書を交付した者とし、「契約締結」の指示書に基づき取扱うものとします。

2.（取扱店の限定）

口座取引店のみを窓口として取扱うものとします。

3.（取引の方法）

すべての取引は、下記の「指示書」に基づき取扱うものとし、当金庫所定の手続申込書に届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。

- (1) 金銭の預入については、「追加預入」の指示書に基づき取扱うものとします。
- (2) 払戻については、「払戻し」の指示書に基づき取扱うものとします。
- (3) 定期送金額の変更については、「定期送金額の変更」の指示書に基づき取扱うものとします。
- (4) 解約については、「解約」の指示書に基づき取扱うものとします。

4.（自動支払い）

この預金口座からの各種料金等の自動支払いはできません。

5.（キャッシュカードの取扱い）

キャッシュカードは発行できません。

6.（A T M利用）

A T Mのご利用はできません。窓口でのお取扱いに限定します。

7.（死亡時等の取扱い）

成年被後見人が死亡した場合、あるいは未成年後見人が成年に達した場合等、法定後見制度の適用外となった場合は、本預金の解約要件となり、家庭裁判所の「指示書」によらず相続手続き、あるいは口座解約手続き等が必要となります。

8.（適用条項）

- (1) この特約に定めのない事項については、規定が適用されるものとします。
- (2) 特約の条項と規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。
- (3) この特約および規定に定めのない事項が発生した場合は、当金庫と協議のうえ決定します。

9.（特約の変更）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

10.（準拠法・裁判管轄）

この特約の準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

（令和2年4月1日現在）